



キンラン、ギンランが咲き出した!

小林攻洋（元NPO法人いなぎ里山グリーンワーク事務局長）

東京都稻城市で里山保全活動に取り組む小林さん
に伺いました。



市民有志でこの会（以下「GW」）を立ち上げたのは約20年前のことです。当初から生活協同組合（パルシステム東京）との協働事業として立ち上げました。GWは里山の再生を、生協は組合員に農業体験をしてもらうことを目的とし、活動資金は生協が提供、組合員の受け入れ（年間3~4千人）はGWが担うというワインワインの関係で発足した組織です。

「里山」とは人の手が加えられた環境に適応しながら、自立した生態系が維持されている二次的自然のことを指し、そうした関係は人類が農耕を始めた縄文時代から維持されてきました。しかし化石燃料が登場し始めた1960年代以降は里山に人の手が入らなくなり日本中どこも荒れ放題になってしまいました。

私たちのフィールド（約3.5ha）も同様で、かつて畠だったところには背丈よりも高いアズマネザサが隙間なく生い茂り、雑木林には低木の常緑樹などがはびこっていて人も入れない状態でした。そこで重機を入れてササを根こそぎ掘りおこし、下草を刈って林床にまで日の光が入るように整備しました。

ところが春になってビックリする光景が・・・雑木林の西側斜面でキンラン、ギンランが咲き出したのです。30年近く土の中で眠っていた自生のランが、林床が明るくなった途端に起き出してきました。自然界の逞しさに感激すると同時に里山の再生は人間のためだけでなく生物の多様性にとっても大事なことだと気付かされた出来事でした。

らいさまNEWS

ニュース 自治基本条例の検証が始まりました。

下野市自治基本条例が平成26年4月1日に施行してから10年目を迎えました。

策定の準備のために約2年かけたこの条例は、下野市のまちづくりの基本事項を定めた条例です。市民や事業者と市職員が協議を重ね、意見交換会や市民フォーラムの開催、ニュースレターの発行などにより情報提供をしながら条文の素案をつくりました。

条例の第38条では、条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証することが定められています。平成30年度には条例施行後はじめての検証作業を行いました。

そして前回検証から5年目を迎える令和5年度に2回目の条例検証を行うことになり、市民や学識経験者で構成する自治基本条例検討委員会を設置しました。

この委員会には「らいさま」の編集委員も参加します。自治基本条例情報紙をつくってきた市民としての視点から条例について考え検証してきます。



里山に咲いた
キンラン

編集後記



現在、下野市内の平地林があちらこちらで減少したり荒れ果てたりしていると実感されているかと思います。一度失った自然（平地林）を戻すには数十年の時間が必要となります。整備された平地林の中を歩くと血圧が安定したり免疫力が上がったりする効果があるといわれており、生活する場所の近くにそうした平地林があることは私たちの生活を豊かにしてくれると思います。

そのためにも今ある平地林を地域の宝と捉えて守っていく事が重要になると感じました。市内では地権者と市民団体がこの重要性を共有して具体的に保全整備しているところもあります。皆さんも現地を訪れ有効性を体感し共感をしていただいて、平地林を守り育む協働の活動に参加されてみてはいかがでしょうか?（黒須）

【表紙】三王山古墳群と緑